

5月号 (536号)

Xは、大阪府内にあるA保育園を運営する社会福祉法人の理事である。A保育園では、保育活動の一環として、少し離れた場所にある畑で園児が野菜を育て、収穫するという農作業体験を行ってきた。この畑の土地（以下「本件土地」という）はXが所有している。ところが、国が整備する第二京阪道路（以下「本件道路」という）の予定地に、本件土地が含まれることとなった。国は用地買収を行い、この道路の建設を進めたが、Xは、本件土地について、大切な保育活動のための場であるとして買収に応じることを拒否した。そこで、国は、土地収用法（以下「法」という）に基づく土地収用手続きをとることとした。この法律の下では、道路建設等の事業を行うにあたって土地の収用等をしようとする者は「起業者」と呼ばれる。本件において起業者は、国土交通大臣である。

起業者は、2006年3月27日、法16条に基づき、国土交通大臣に対し、本件道路事業に関して事業認定の申請をした。国土交通大臣は、同年8月11日付けで、20条により、事業認定を行った。事業認定が告示されると起業地内の土地を収用することが可能になる。そこで、起業者は、2007年2月27日、大阪府収用委員会に対し、本件土地について、39条1項および47条の2第3項に基づき、収用裁決の申請および明渡裁決の申立てをした。同委員会は、5回にわたりXが出席する中で審理を行い、2008年3月11日付けで、47条の2第1項により、本件土地について収用裁決（権利取得裁決および明渡裁決）を行った（以下「本件収用裁決」という）。これにより、起業者が本件土地の所有権を取得し（101条1項）、Xは明渡しの期限までに起業者へ本件土地を引き渡さなければならなくなった（102条）。

だが、Xがこれに応じなかったため、起業者は、同年5月12日、本件土地の明渡しを目的として、法102条の2第2項に基づき、大阪府知事に対し、本件収用裁決の代執行の請求をした。知事は、これを受けて、Xに対し、同年8月29日付けで戒告書を送付し、同年9月17日までに本件土地を明け渡さないときは代執行を行い、これに要した費用をXから徴収する旨戒告した。Xが自ら明け渡すことをしなかったため、同年10月16日、知事は代執行を行い、同日に完了した。畑では、さつまいもが順調に育ち、園児による収穫を2週間後に控えていたが、代執行によりすべて掘り返された。この年の農作業体験はできなくなった。

以上において、Xが、①本件道路の建設に反対する場合、②少なくとも2008年の農作業体験は実施したいと考える場合、それぞれ、行政事件訴訟法上、どの時点で、どのような法的手段をとることが適切であるか、検討しなさい。

#### 4月号 (535号)

北海道の札幌・江別・北広島の3市にまたがるところに、道立自然公園である野幌(のっぽろ)森林公園がある。ここには、広大な森林にくわえて、北海道博物館、北海道開拓の村(屋外博物館)、そして北海道百年記念塔という鉄塔がある。蝦夷地が北海道となった1869(明治2)年から100年後の1968年、北海道で百年記念事業が実施され、その1つとして、これらの施設の建設が計画された。百年記念塔は、高さが北海道百年にちなんで100mあり、1970年に完成した。ところが、塔の側面の鉄板の一部が落下するなど、劣化が進んだ。2016年から、道は「北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会」を開催し、百年記念塔を含む上記施設の今後のあり方について検討を行った。検討の結果は、「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」として、2018年に公表された。百年記念塔については、老朽化していること、多額の維持管理費用がかかることを理由に、解体撤去が決定された。2022年3月に道議会が解体撤去費に関する予算を可決したことを受けて、道は、同年10月、建設業者との間で、工事代金約5億円で塔の解体工事の請負契約を締結した。同年11月には解体工事が始まった。だが、百年記念塔の入口に掲げられた建立記によれば、「かつて原始の密林を切り拓き、厳しい風雪に耐えぬいて、本道発展の基礎を築いた多くの先人の、想像を絶する辛苦を忘れることはできない」、そうした「先人の偉業を長く後世に顕彰し、慰霊の誠を捧げるとともに、輝く未来を創造する決意の表徴として」、この塔は建設された。開拓の歴史を記念する施設あるいは工作物である。こうした思いが込められた塔が解体されようとしている場合に、これに反対する近隣住民が行政事件訴訟法に基づき何らかの訴訟を提起することができるかどうか、検討しなさい。なお、百年記念塔は文化財保護法上の文化財には指定されていない。地方自治法上の公の施設でもない。自然公園内にあるが自然公園法・条例上の公園施設でもない。